

堺市文化芸術審議会委員を募集します

堺市では、文化芸術の振興に関する事項について調査審議するために設置する「堺市文化芸術審議会」の委員を以下のとおり募集します。

同審議会は、平成 27 年 4 月 1 日に施行した「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」に基づき設置する堺市の附属機関で、学識経験者や公募委員等の委員で構成し、文化芸術の振興に関する事項について市長の諮問に応じて調査、審議します。

1 任期

令和 5 年 7 月 1 日から 2 年間

2 報酬

会議に出席した場合は、「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき、報酬をお支払いします（会議及び事業視察の出席ごとに 10,200 円）。

3 募集人数

2 名

4 応募資格

- (1) 市内に在住又は在勤・在学する令和 5 年 2 月 1 日現在 18 歳以上の者
- (2) 堺市議会議員及び堺市職員、公益財団法人堺市文化振興財団職員、堺市が所管する文化施設の指定管理者職員以外の者
- (3) 平日に開催される会議に参加できる者
- (4) 平日・休日に実施する事業視察に参加できる者

5 応募方法

文化課（堺市役所高層館 5 階）や市政情報センター（堺市役所高層館 3 階）、各区役所市政情報コーナーに置いている応募申込書と以下のテーマで記入した小論文（市販の原稿用紙でも可）を提出（応募書類は全て市ホームページ【堺市文化芸術審議会】https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/keikaku_jyouri/shingikai/index.html からダウンロード可。下記二次元コード参照。）

※別紙「堺市文化芸術審議会委員公募要項」のとおり



6 小論文テーマ

「堺市の文化芸術事業における効果的な広報の方法について」（800 字程度）

7 募集期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から 2 月 17 日（金）まで

※持参の場合は募集期間（土日祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。郵送の場合は
2 月 17 日（金）必着。

8 提出先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3-1

堺市文化観光局文化部文化課

TEL : 072-228-7143

FAX : 072-228-8174

電子メール : bunka@city.sakai.lg.jp

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課 : 文化観光局 文化部 文化課
電 話 : 072-228-7143
ファックス : 072-228-8174

堺市文化芸術審議会委員公募要項

堺市では、文化芸術の振興に関する事項について調査審議することを目的に、「堺市文化芸術審議会」を設置しています。このたび、幅広いご意見をいただくため、同審議会の委員を募集します。

概要

【任期】令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

【委員報酬】会議出席ごとに10,200円

【会議開催】会議は年3～5回程度、事業視察は年2～3回程度開催予定

※ 原則公開し、会議録は後日ホームページ等で公開します。

【募集人数】2人（委員総数9人以内）

【募集期間】令和5年2月1日（水）～2月17日（金）

※ 持参の場合は募集期間（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時30分まで。

郵送の場合は2月17日（金）必着とする。

【応募資格】次の全てに該当する方

- ・ 市内に在住又は在勤・在学する令和5年2月1日現在18歳以上の方
- ・ 堺市議会議員及び堺市職員、公益財団法人堺市文化振興財団職員、堺市が所管する文化施設の指定管理者職員以外の方
- ・ 平日に開催される会議に参加できる方
- ・ 平日・休日に実施する事業視察に参加できる者

申込方法

下記の応募書類に必要事項を記入の上、直接持参か郵送、FAX、電子メールで堺市文化観光局文化部文化課へ提出してください。

■ 応募申込書（様式1）

■ 小論文「堺市の文化芸術事業における効果的な広報の方法について」（様式2）（800字程度）

※ 市販の原稿用紙でも可

文化芸術基本法第7条第1項の規定に基づく「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—（第1期）」では、「あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている」ことが、今後の文化芸術政策がめざす目標の一つとして掲げられています。

堺市においても、「第2期 堺文化芸術推進計画」の基本目標の一つである「自由で心豊かな市民生活の実現」に向け、「すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実」を重点的施策の一つとして掲げています。ご提出いただく小論文では、上記の観点をふまえ、堺市の文化芸術事業における効果的な広報の方

法について、お考えを述べてください。

(参考) 第2期 堺文化芸術推進計画 堺市ホームページ 下記二次元コード参照

https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/keikaku_jyourei/th2_keikaku/keikaku2.html



※ 応募書類は市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナー、文化課で配布しています。
(堺市ホームページからダウンロード可。下記二次元コード参照。)

https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/keikaku_jyourei/shingikai/index.html



選考

応募書類をもとに選考し、応募者全員に書面にて結果を通知します。

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

申込み・問合せ先

堺市文化観光局文化部文化課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館5階)

TEL : 072-228-7143

FAX : 072-228-8174

電子メール : bunka@city.sakai.lg.jp